

旧	新	改正理由
<p style="text-align: center;">第5 工事中の防火対象物の防火安全対策</p> <p>工事中の防火対象物を使用する場合の防火安全対策の徹底を図るため、消防用設備等、防火管理体制等に関する審査基準等を定める。</p> <p>1 審査の対象</p> <p>(1) 建基法第7条の6及び第18条第22項に規定する仮使用承認の対象となる建築物（参考1 仮使用承認制度参照）</p> <p>(2) 建基法第90条の3に規定する安全計画届出の対象となる建築物（参考2 安全計画届出制度参照）</p> <p>2 事務処理要領</p> <p>(1) 仮使用（建基法第7条の6及び第18条第22項）の場合 住宅都市局建築指導部監察指導課長（以下、「監察指導課長」という。）から所轄消防署予防課長（以下、「予防課長」という。）に意見照会があり、それに回答するもの。</p> <p>① 監察指導課長より照会を受けた場合は、指導課で仮使用承認受付簿（様式第1号（その1））により受付したのち、予防課長に送付するものとする。</p> <p>② 仮使用承認照会専用簿（様式第1号（その2））で収受のうえ、申請図書を3「審査基準」により審査する。</p> <p>③ 回答書（様式第2号）に仮使用承認照会専用簿の番号、意見等を記入し、監察指導課長へ全庁OAメールにて送付するものとする。</p> <p>(2) 安全計画（建基法第90条の3）の場合 安全計画は届出制であるため、監察指導課長からの意見照会ではなく、予防課長への安全計画書の届出により処理するものとする。</p> <p>① 安全計画に関する相談を受けた場合は、安全計画書の提出を3部求めるものとする。</p> <p>② 安全計画書が提出された場合、記載内容及び添付図書を確認し、3「審査基準」に準じて指導する。</p> <p>③ 予防課長が支障がないと認める場合は、予防業務管理システム内の「工事中の消防計画書」に必要事項を入力し、自動採番による受付番号及び受理番号で処理を行う。</p> <p>④ 処理後、安全計画書の3部に受理印を押印し、届出者に2部返付する。 なお、予防課長は1部を保管するものとする。</p> <p>⑤ その後、監察指導課長が受理した安全計画書の写しを全庁OAメールにて予防課長に送付してもらい、決裁後の安全計画書に添付し保管するものとする。</p> <p>(3) 仮使用承認に係る審査結果</p> <p>① 審査基準に適合する場合は、「特になし」として取り扱うものとする。</p> <p>② 審査基準に適合しない場合は、「あり」として取り扱うものとし、不適合内容を記入する。ただし、防火安全上、承認することが適切でない場合以外は、届出者等に計画変更（申請書類の訂正）を指導して「特になし」として取り扱う。</p>	<p style="text-align: center;">第5 工事中の防火対象物の防火安全対策</p> <p>工事中の防火対象物を使用する場合の防火安全対策の徹底を図るため、消防用設備等、防火管理体制等に関する審査基準等を定める。</p> <p>1 審査の対象</p> <p>(1) 建基法第7条の6及び第18条第24項に規定する仮使用認定の対象となる建築物（参考1 仮使用認定制度参照）</p> <p>(2) 建基法第90条の3に規定する安全計画届出の対象となる建築物（参考2 安全計画届出制度参照）</p> <p>2 事務処理要領</p> <p>(1) 特定行政庁による仮使用（建基法第7条の6及び第18条第24項）の場合 住宅都市局建築指導部監察指導課長（以下、「監察指導課長」という。）から所轄消防署予防課長（以下、「予防課長」という。）に意見照会があり、それに回答するもの。</p> <p>① 監察指導課長より照会を受けた場合は、指導課で仮使用認定受付簿（様式第1号（その1））により受付したのち、予防課長に送付するものとする。</p> <p>② 仮使用認定照会専用簿（様式第1号（その2））で収受のうえ、申請図書を3「審査基準」により審査する。</p> <p>③ 回答書（様式第2号（その1））に仮使用認定照会専用簿の番号、意見等を記入し、監察指導課長へ全庁OAメールにて送付するものとする。</p> <p>(2) 指定確認検査機関による仮使用（建基法第7条の6）の場合 指定確認検査機関（以下、「指定機関」という。）から予防課長に意見照会があり、それに回答するもの。</p> <p>① 指定機関より照会を受けた場合は、指導課で仮使用認定受付簿（様式第1号（その1））により受付したのち、予防課長に送付するものとする。</p> <p>② 仮使用認定照会専用簿（様式第1号（その2））で収受のうえ、申請図書を3「審査基準」により審査する。</p> <p>③ 回答書（様式第2号（その2））に仮使用認定照会専用簿の番号、意見等を記入し、指定機関へ電子メールにて送付するものとする。</p> <p>(3) 安全計画（建基法第90条の3）の場合 安全計画は届出制であるため、監察指導課長からの意見照会ではなく、予防課長への安全計画書の届出により処理するものとする。</p> <p>① 安全計画に関する相談を受けた場合は、安全計画書の提出を3部求めるものとする。</p> <p>② 安全計画書が提出された場合、記載内容及び添付図書を確認し、3「審査基準」に準じて指導する。</p> <p>③ 予防課長が支障がないと認める場合は、予防業務管理システム内の「工事中の消防計画書」に必要事項を入力し、自動採番による受付番号及び受理番号で処理を行う。</p> <p>④ 処理後、安全計画書の3部に受理印を押印し、届出者に2部返付する。 なお、予防課長は1部を保管するものとする。</p> <p>⑤ その後、監察指導課長が受理した安全計画書の写しを全庁OAメールにて予防課長に送付してもらい、決裁後の安全計画書に添付し保管するものとする。</p> <p>(4) 仮使用認定に係る審査結果</p> <p>① 審査基準に適合する場合は、「特になし」として取り扱うものとする。</p> <p>② 審査基準に適合しない場合は、「あり」として取り扱うものとし、不適合内容を記入する。ただし、防火安全上、認定することが適切でない場合以外は、届出者等に計画変更（申請書類の訂正）を指導して「特になし」として取り扱う。</p>	<p>建基法改正により、指定確認検査機関（以下、指定機関という。）においても仮使用の認定ができるようになった。これに伴い「承認」から「認定」に変更。</p> <p>建基法改正による項ずれ。</p> <p>指定機関による仮使用の場合の要領を追加。</p>

③ 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備等、自動火災報知設備又は放送設備に設置義務違反（過半にわたり未設置のものを含む。）がある場合、又は当該消防用設備等の効果が期待できないような重大な欠陥がある場合については、原則として「あり」として取り扱うものとする。

3 (略)

4 留意事項

(1) 仮使用承認に係る運用上の留意事項

① 立入り検査等において仮使用承認条件と異なり防火に関する法令に適合していない場合、又は仮使用承認を受けずに使用していることを現認した場合においては、適正な指導を行うとともに、その旨、指導課建築物係を通じて監察指導課に通知すること。

② 意見「あり」の回答をする場合は、事前に監察指導課に連絡すること。

(2) 事務処理上の留意事項

① 消防計画の届出の取扱いは、予防規程第3条の規定に準じて行うこと。

② 審査の対象とならない工事中の防火対象物について相談等があった場合には、3.(2) 審査基準に準じて指導すること。

③ 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備等、自動火災報知設備又は放送設備に設置義務違反（過半にわたり未設置のものを含む。）がある場合、又は当該消防用設備等の効果が期待できないような重大な欠陥がある場合については、原則として「あり」として取り扱うものとする。

なお、意見「あり」の回答をする場合は、事前に監察指導課又は指定機関に連絡すること。

3 (略)

4 検査等

(1) 消防用設備等の検査（棟内モデルルームを除く。）

① 法第17条の3の2に規定する防火対象物の場合、消防用設備等の設置届を受領後、仮使用部分の検査を行い、設備等技術基準に適合していると認められるときは、検査済証を交付すること。なお、防火対象物の一部の仮使用の場合、検査済証の消防用設備等・特殊消防用設備等の種類欄の末尾に仮使用部分に限る旨を記入し交付するものとする。

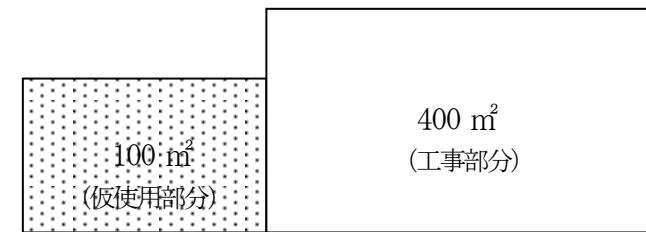
② 消防用設備等の検査義務の有無については、防火対象物全体の用途・規模等により判断すること。

③ 仮使用部分に設置を要する消防用設備等については、防火対象物全体の用途・規模等により判断すること。(第5-2図参照)

④ 仮使用部分に設置を要する消防用設備等が、工事施工上やむを得ず設置できない場合や機能を確保できない場合等においては、前3.(2)により必要な措置を講ずるよう指導すること。

(2) 仮使用に伴う現地調査

前(1)のほか、必要に応じ現地調査を行うこと。



例：(3)項ロ 延べ面積500 m²の防火対象物

仮使用部分に必要な消防用設備
→消火器、自動火災報知設備、誘導灯

第5-2図 仮使用部分に必要な消防用設備等の例

5 留意事項

(1) 仮使用認定に係る運用上の留意事項

立入り検査等において仮使用認定条件と異なり防火に関する法令に適合していない場合、又は仮使用認定を受けずに使用していることを現認した場合においては、適正な指導を行うとともに、その旨、指導課建築物係を通じて監察指導課に通知すること。

(2) 事務処理上の留意事項

① 消防計画の届出の取扱いは、予防規程第3条の規定に準じて行うこと。

② 審査の対象とならない工事中の防火対象物について相談等があった場合には、前3.(2) 審査基準に準じて指導すること。

意見「あり」の回答の場合の注意事項を4.(1).②より移動

仮使用時の消防用設備等の検査等について明確化

意見「あり」の回答の場合の注意事項を2.(4).③へ移動し削除

様式第1号 (その2)

仮使用承認照会専用簿

受理 第 号	申請者氏名	住 所	住宅都市局 (照会)	送付 第 号
		敷地の位置	第 号	
年 月 日	設計・施工者等氏名	TEL		年月日
受理 第 号	申請者氏名	住 所	住宅都市局 (照会)	送付 第 号
		敷地の位置	第 号	
年 月 日	設計・施工者等氏名	TEL		年月日
受理 第 号	申請者氏名	住 所	住宅都市局 (照会)	送付 第 号
		敷地の位置	第 号	
年 月 日	設計・施工者等氏名	TEL		年月日
受理 第 号	申請者氏名	住 所	住宅都市局 (照会)	送付 第 号
		敷地の位置	第 号	
年 月 日	設計・施工者等氏名	TEL		年月日
受理 第 号	申請者氏名	住 所	住宅都市局 (照会)	送付 第 号
		敷地の位置	第 号	
年 月 日	設計・施工者等氏名	TEL		年月日
受理 第 号	申請者氏名	住 所	住宅都市局 (照会)	送付 第 号
		敷地の位置	第 号	
年 月 日	設計・施工者等氏名	TEL		年月日
受理 第 号	申請者氏名	住 所	住宅都市局 (照会)	送付 第 号
		敷地の位置	第 号	
年 月 日	設計・施工者等氏名	TEL		年月日

様式第1号 (その2)

仮使用認定照会専用簿

受理 第 号	申請者氏名	住 所	照会	送付 第 号
		敷地の位置	第 号	
年 月 日	設計・施工者等氏名	TEL		年月日
受理 第 号	申請者氏名	住 所	照会	送付 第 号
		敷地の位置	第 号	
年 月 日	設計・施工者等氏名	TEL		年月日
受理 第 号	申請者氏名	住 所	照会	送付 第 号
		敷地の位置	第 号	
年 月 日	設計・施工者等氏名	TEL		年月日
受理 第 号	申請者氏名	住 所	照会	送付 第 号
		敷地の位置	第 号	
年 月 日	設計・施工者等氏名	TEL		年月日
受理 第 号	申請者氏名	住 所	照会	送付 第 号
		敷地の位置	第 号	
年 月 日	設計・施工者等氏名	TEL		年月日
受理 第 号	申請者氏名	住 所	照会	送付 第 号
		敷地の位置	第 号	
年 月 日	設計・施工者等氏名	TEL		年月日

住宅都市局以外からの照会
文書番号への対応。

様式第2号

第 号
平成 年 月 日

住宅都市局監察指導課長 様

消防署予防課長

建築基準法第7条の6又は第18条第22項の規定に基づく仮使用承認について(回答)

平成 年 月 日 第 号にて照会があった標記のことについて、下記のとおり回答
します。

記

- 1 届出者住所.....
氏名.....
- 2 受付年月日及び番号.....
- 3 敷地の地名地番.....
- 4 仮使用承認申請部分の用途.....
- 5 建築物名称.....
- 6 届出についての意見
イ 特になし
ロ あり
(不適合内容等)

様式第2号(その1)

第 号
平成 年 月 日

住宅都市局監察指導課長 様

消防署予防課長

建築基準法第7条の6又は第18条第24項の規定に基づく仮使用認定について(回答)

平成 年 月 日 第 号にて照会があった標記のことについて、下記のとおり回答しま
す。

記

- 1 受付番号 第 号
- 2 申請部分の用途.....
- 3 申請についての意見
イ 特になし
ロ あり
(不適合内容等)
- 4 消防用設備等の検査(検査済証の交付)
イ あり
ロ なし

個人情報等の漏えい(指定機
関への電子メールは外部サ
ーバを経由する)防止のため、記載内容を簡素化した。
また、検査について記載し
た。

様式第2号(その2)

第 号
平成 年 月 日

指定確認検査機関 様

消防署予防課長

建築基準法第7条の6の規定に基づく仮使用認定について(回答)

平成 年 月 日 第 号にて照会があった標記のことについて、下記のとおり回答
します。

記

1 受付番号

第 号

2 申請部分の用途

3 申請についての意見

イ 特になし

ロ あり

(不適合内容等)

4 消防用設備等の検査(検査済証の交付)

イ あり

ロ なし

参 考

1 仮使用承認制度（建基法第7条の6及び第18条第22項）

建基法第6条第1項第1号から第3号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物の増築、大規模の修繕等の工事で、建基令第13条で定める避難施設等に関する工事を行う場合は、検査済証（建基法第7条第5項）の交付を受けた後でなければ使用することはできない。

これを使用制限という。

この使用制限を受けた建築物に対して、特定行政庁（完了検査申請書（建基法第7条第1項）が受理された後においては、建築主事）が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたときは、使用することができる。

この使用制限を一時的に解除する制度を『仮使用承認制度』という。

(1)～(2) (略)

(3) 避難施設等に関する工事（建基令第13条）

仮使用承認制度及び安全計画届出制度における避難施設等に関する工事とは、下記の部分に支障を及ぼす工事とする。

(略)

(4) (略)

(5) 仮使用承認基準

仮使用承認は原則として仮使用承認基準に基づき行う。

(略)

(6) 棟内モデルルームの承認基準

(略)

(7) 仮使用承認申請フロー（新築の建築物及び増築工事における増築部分）

(略)

参 考

1 仮使用認定制度（建基法第7条の6及び第18条第24項）

建基法第6条第1項第1号から第3号までの建築物を新築する場合又はこれらの建築物の増築、大規模の修繕等の工事で、建基令第13条で定める避難施設等に関する工事を行う場合は、検査済証（建基法第7条第5項）の交付を受けた後でなければ使用することはできない。

これを使用制限という。

この使用制限を受けた建築物に対して、特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたときは、使用することができる。

この使用制限を一時的に解除する制度を『仮使用認定制度』という。

(1)～(2) (略)

(3) 避難施設等に関する工事（建基令第13条）

仮使用認定制度及び安全計画届出制度における避難施設等に関する工事とは、下記の部分に支障を及ぼす工事とする。

(略)

(4) (略)

(5) 仮使用認定基準

仮使用認定は原則として仮使用承認基準に基づき行う。

(略)

(6) 棟内モデルルームの認定基準

(略)

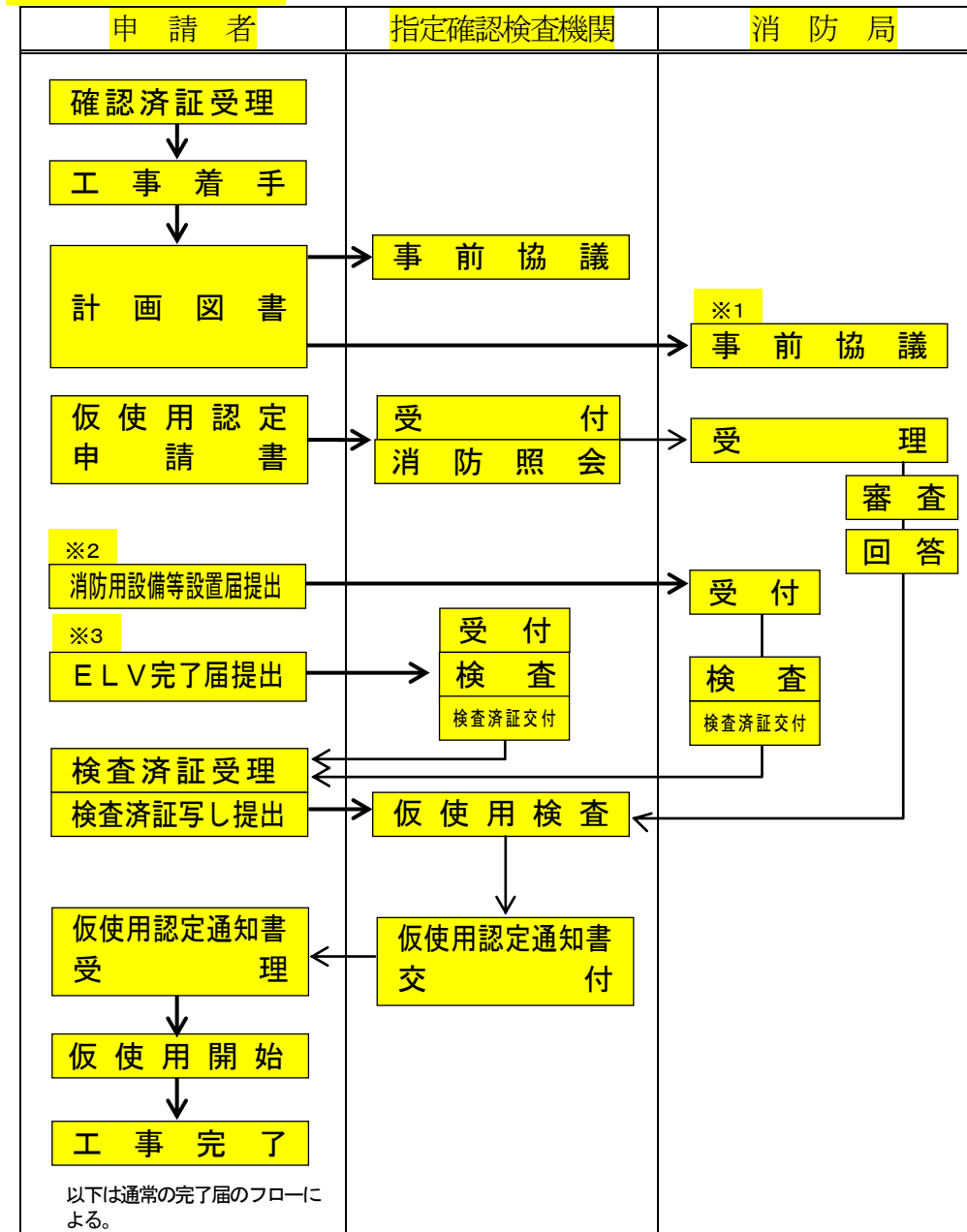
(7) 仮使用認定申請フロー（新築の建築物及び増築工事における増築部分）

(略)

(8) 仮使用認定申請フロー（新築の建築物及び増築工事における増築部分）

関連条文：建基法第7の6

窓口：指定確認検査機関



※1 計画敷地管轄の消防署と協議すること。

※2 対象物件により処理方法が異なるため、事前協議の際に確認すること。

※3 確認申請書（昇降機）を提出している場合。

なお、仮使用の対象が建築物以外の場合についても上記フローを準用する。

指定機関による仮使用の手続きのフローを追加。

(8) 前フロー（新築工事及び増築部分の仮使用の場合）の例
（略）

(9) 仮使用承認申請フロー（増築等の工事における既存部分）
（略）

(10) 前フロー（増築部分の既存部分仮使用の場合）の例
（略）

(9) 前フロー（新築工事及び増築部分の仮使用の場合）の例
（略）

(10) 仮使用認定申請フロー（増築等の工事における既存部分）
（略）

(11) 前フロー（増築部分の既存部分仮使用の場合）の例
（略）

(11) 増築工事の既存部分と増築部分両方を仮使用する場合の例
(略)

2 安全計画届出制度 (建基法第 90 条の 3)

百貨店、病院、ホテル、飲食店等の用途に供する特殊建築物並びに地下の工作物内に設ける建築物で、建基令第 147 条の 2 で定めるものは、当該建築物の新築の工事又は避難施設等に関する工事の施工中にこれを使用する場合は、工事を着手する前に当該工事の施工中における安全上、防火上及び避難上の措置に関する計画書を特定行政庁に届ける必要がある。

この制度を『安全計画届出制度』という。

- (1) (略)
- (2) 安全計画の受理基準
原則、仮使用の承認基準 (前 1 (5) 参照) に準ずる。
- (3) (略)

(12) 増築工事の既存部分と増築部分両方を仮使用する場合の例
(略)

2 安全計画届出制度 (建基法第 90 条の 3)

百貨店、病院、ホテル、飲食店等の用途に供する特殊建築物並びに地下の工作物内に設ける建築物で、建基令第 147 条の 2 で定めるものは、当該建築物の新築の工事又は避難施設等に関する工事の施工中にこれを使用する場合は、工事を着手する前に当該工事の施工中における安全上、防火上及び避難上の措置に関する計画書を特定行政庁に届ける必要がある。

この制度を『安全計画届出制度』という。

- (1) (略)
- (2) 安全計画の受理基準
原則、仮使用の認定基準 (前 1 (5) 参照) に準ずる。
- (3) (略)